

●香川県選挙管理委員会告示第69号

令和8年8月30日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年8月21日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

5,775,400円